

第2次 豊 能 町 男女共同参画プラン

2013（平成25）年3月

豊 能 町

はじめに

少子・高齢化、家族形態の多様化、高度情報通信の発展、経済のグローバル化など、社会経済環境が急速に変化する中で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

このような状況のもと、国において、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を形成する最重要課題と位置づけ、国・地方公共団体・国民がそれぞれの役割を果たしながら、将来に向かって総合的かつ計画的な取り組みを推進することが明示されました。そして、2004（平成16）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、女性の人権を尊重し、男女共同参画を進める取り組みは大きな流れとなっています。

本町では、1998（平成10）年に策定した「とよの女性プラン」に基づき、諸施策の推進に努めてまいりました。このプランが2005（平成17）年3月をもって計画期間を終了することから、見直しを行い、新たに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を加えた「豊能町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今般、本プランの「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を拡充する形で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画として整備するとともに、施策の内容を見直し、第2次豊能町男女共同参画プランとして策定しました。本プランは、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進していくための指針となるものです。

本プランにつきまして、行政はもとより町民の皆様、関係団体の方々等とともに、今後ますますこのプランの着実な推進を図っていきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2013（平成25）年3月

豊能町長 田 中 龍 一

第 1 章

基本的な考え方

計画策定の趣旨

豊能町では、1998（平成 10）年に「とよの女性プラン」を策定し、男女が性別に関わらず個性と能力を発揮し、生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて様々な取り組みを進めてきました。

男女平等に関する社会状況や人々の意識・くらしは急速に変化してきています。とりわけ、1999（平成 11）年 6 月 23 日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」の制定の意義は大きく、わが国の男女共同参画に向けた新たな段階に踏み出したといえます。

2005（平成 17）年 3 月に策定した「豊能町男女共同参画プラン」が、これまでの「女性プラン」と異なるのは、単に女性のための施策というのではなく、町が行う全ての施策に男女共同参画の視点を組み入れていることです。本プランは庁内全ての部署にかかわることであり、全庁あげて、また住民参加のもと、男女共同参画社会を実現するためのシステムを構築していくために策定されました。

今回、プランの見直しについては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正（平成 20 年）により、「市町村は都道府県基本計画を勘案して被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めること」が規定されたことを受け、本町としてDV対策基本計画をプランに盛り込むこととしました。

計画の位置づけ

本計画のうち、施策体系の **6. DV被害防止と被害者支援対策** は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の三第 3 項に基づく市町村計画と位置づけます。

計画策定の背景

(1)世界の動き

女性の人権の確立及び地位向上と平等を求めて、世界中でさまざまな取り組みが重ねられてきました。国連では、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」として、国際婦人年世界会議を開催し「世界行動計画」を採択。各国政府に対し、自国の「国内行動計画」の策定を要請しました。続く 1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年を「国際婦人の 10 年」と定め、行動を開始しました。第 34 回国

連総会で「女子差別撤廃条約」、国連婦人の 10 年最終年世界会議で、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。また、1995（平成 7）年第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」は貧困・暴力・経済・人権・メディアなど 12 の重大問題領域について、各国政府などの具体的な取組みの指針を示しています。

(2)国の動き

日本では戦後、婦人参政権が実現し、「日本国憲法」に個人の尊重と法の下での平等が明記されたことにより、女性の法的な地位が飛躍的に向上しました。

国内の取組みも、国際的な動きに呼応して展開し、「世界行動計画」に基づき「国内行動計画」を策定。1985（昭和 60）年に「女子差別撤廃条約」を批准。同年「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。また、北京での「行動綱領」をふまえ、国として「男女共同参画 2000 年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する 2000 年度までの国内行動計画～」を策定しました。

国内法の面でも男女平等の実現に向けて整備が進みました。「男女雇用機会均等法」の施行、「育児休業法」の施行と介護休業を法制化した同法の改定と続き、さらに「児童虐待防止法」、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー規制法」、「DV 防止法」の施行など、女性を取巻く情勢は大きく進展しました。なかでも大きな意味を持つのが、1999（平成 11）年に制定され、男女共同参画社会形成のための総合的枠組みを定めた「男女共同参画社会基本法」です。この法律は、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、5 つの基本理念を定めています。また、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにし、とりわけ、国と地方公共団体には「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む）」を策定し実施する責務があると定めました。この法律に基づき、国は「男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3)大阪府の動き

大阪府では、1976（昭和 51）年に労働部労働福祉課に女性問題の担当窓口が設置されて以来、1981（昭和 56）年「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」、1986（昭和 61）年には「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」を、さらに 1997（平成 9）年には、この後期計画にあたる「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現をめざして、一層の施策の推進が図られてきました。

そして、2001（平成 13）年には、国の男女共同参画社会基本法に基づく新たな計画として、「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。

また、2009（平成 21）年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、2011（平成 23）年度に改訂を進め 2012（平成 24）年 3 月に改訂後の新計画が策定されました。

(4)豊能町の動き

豊能町では、教育委員会社会教育課（現在の生涯学習課）において、女性問題に関する町民意識調査（1991（平成 3）年 6 月実施）をはじめ、女性フォーラムや女性セミナー（1993（平成 5）年より）が開催され、男女の意識向上等、施策が展開されました。

1995（平成 7）年には女性政策担当窓口を町長部局へ、さらに 2004（平成 16）年には総務部局に改組し、1996（平成 8）年 6 月には、町長を本部長とする女性政策推進本部を、2003（平成 15）年 10 月には男女共同参画社会推進本部を設置し、1997（平成 9）年 6 月には、人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し女性問題部会が発足、庁内への女性問題の浸透を図ってきました。

そして前回の意識調査との変化や実態を把握するために、2004（平成 16）年 1 月に男女共同参画社会に向けた住民意識調査を実施しました。その結果、男性は「男女平等」と思っているも、女性は「男性が優遇されている」と思う傾向があるように、男女の意識の差があきらかになりました。また、引き続きふれあいフォーラムや男と女（ひととひと）のセミナーなどの啓発事業を実施してきたところです。

また、今回の新プラン策定にあたり、2011（平成 23）年 11 月に前回の調査項目の他に「DV対策基本計画」策定に向けた実態把握を行うための住民意識調査を実施しました。その結果に基づく町民意識の状況は後述の「町民意識の動向」のとおりですが、依然として性別役割分業意識の他、DVの実態が明らかになるなど、啓発の重要性が再確認されました。

基本的な視点

○人権尊重は男女共同参画の基本的理念です。この社会を実現するには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。こうした状況を踏まえ、男女平等を進める教育・啓発に努めます。

○男女共同参画社会の実現には、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。旧来の制度や慣行等を見直すとともに、女性と男性がともに職業生活と家庭生活を両立できるよう社会全体の意識づくりに

努めます。

○女性に対する暴力は大きな社会問題であることが認識されるようになりました。そのため、現行プランの「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を拡充する形で、被害者に対する救済・支援という視点に重点を置いた「DV被害防止と被害者支援対策」として整備を行い、被害者の人権侵害に対する対策強化に努めます。

計画の推進体制

計画の推進は、行政施策のみで達成できるものではなく、その主体である住民一人ひとりの意識の変革、自主的な努力に負うところが大きいといえます。特に、男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの日常生活の中にしみ込んでいる性別役割意識をはじめとする男女それぞれの考え方や、DV問題における意識の持ち方など、認識の不十分さにより人権が侵される事態が継続し再生産されるという現実があります。

そこで、関係団体をはじめ民間の諸団体が取り組んでいる諸活動と行政施策の協働による取り組みや、被害者支援における警察や医療機関をはじめとする関係機関との連携強化が不可欠であります。そのため、町内外の関係団体や関係機関との協力連携をより一層図るよう努めます。

また、男女共同参画に関する施策は、一人ひとりの生活そのものに関わる広範囲な内容となっており、計画に基づき各種施策を総合的に推進する必要があります。このため、計画の推進については町長を本部長とする「男女共同参画社会推進本部」のもと、庁内各部署が相互に連携を図りながら全庁的に取り組みます。

計画の進行管理

計画が適切に進行しているかを管理するため、豊能町男女共同参画社会推進本部を中心に、計画内容については、国内外の動向や社会経済情勢及び町民ニーズや意識等の変化に対応して、随時、必要な見直しを行うものとします。

町民意識の動向

(※平成 23 年 11 月実施のアンケート調査結果を踏まえて)

2011（平成 23）年 11 月に実施した「男女共同参画社会に関するアンケート」から、本町では次のような動向が明らかになりました。特に、今回の調査では「豊能町DV対策基本計画」を本プランに盛り込むため、DV被害の実態把握等のための調査項目を加えており、今後の対策に向けた課題が浮かび上がってきました。

前回のアンケート調査（平成 16 年 1 月実施）との意識の変化も踏まえた町民意識の傾向は次のとおりです。

男女平等・家庭生活について

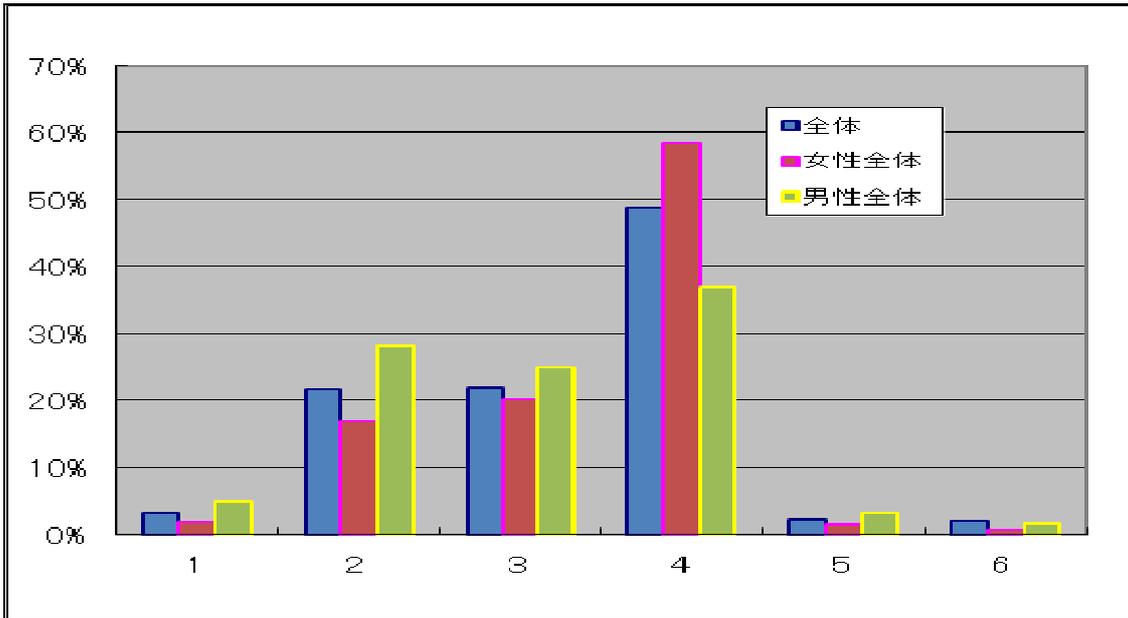
男女の地位については、「賃金や待遇など職場」「冠婚葬祭などの慣習やしきたり」「政治・経済活動」では、女性男性とも男性が優遇と思う傾向があり、前回調査と同様の傾向が見られます。「家庭や生活の場」「法律や制度の面」は、女性は「男性が優遇」と思う傾向が、男性は「男女平等」と思う傾向があり、男女の意識の差が見られます。

「学校教育」・「自治会などの地域活動の場」では「男女平等」と思う傾向がありますが、「自治会などの地域活動の場」では男性は「男女平等」という傾向が女性よりも高くなっています。

女性の社会参加が更に進み、法制上での男女平等にも進展がみられますが、人々の意識や慣行などに残る男女不平等であるという考え方がなくなったとは言えません。

結婚や家庭については、女性男性とも意識に差異はありません。「家事・育児は女性がすべきである」「介護は女性がすべきである」は、前回調査と比べ女性男性とも肯定的な意見が減り、否定的な意見が 10 ポイント近く増えています。性別役割固定の考えに変化が見られます。

● 家事・育児は女性がすべきである



1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない 5. わからない 6. 不明

子育て・学校生活・社会生活について

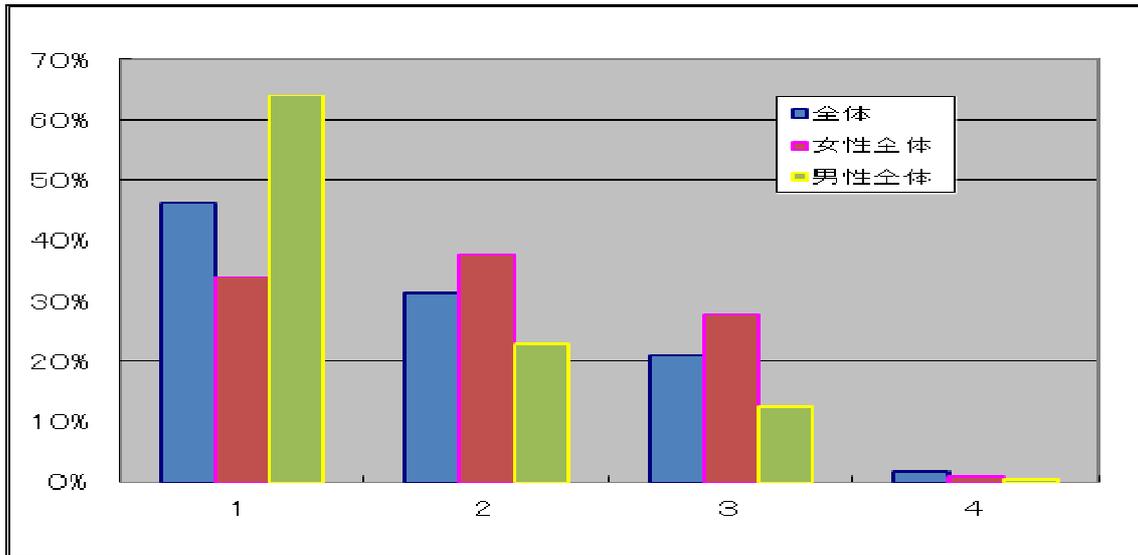
子どもの教育は、全体的に女の子・男の子とも「大学まで受けさせたい」が大変多く見受けられました。また、子育てについての考え方で、こちらも「女の子は家事ができるように育てるのがよい」・「男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」という考え方が大きな比重を占め、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」では、女性に比べ男性に肯定的回答が多く見られ、前回調査と同様の傾向となっています。

学校生活で「出席簿順を男女混合にすること」については全体的に「よいと思う」の割合が高く見られますが、若干、男性に否定的意見もあるようです。「児童会・生徒会の会長になるのは男の子が多い」・「女の子はピンク色・男の子は青色という傾向がある」については、男女とも「変だと思う」傾向が高く、特に女性に多く見られます。

社会生活は「女性は土俵にあがることできない」は男性が肯定的な割合が高く、「お茶の接待は女性がするものである」については、女性は否定的な意見が高く、男性は否定的な意見と肯定的な意見がほぼ同じ割合になっています。また「女医・女流棋士・女流作家など女性特有の呼び方がある」については、男女とも「よいと思う」傾向が高く、特に男性に多く見られます。

全体的な意識として、前回調査と似たような傾向となっています。

● 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい



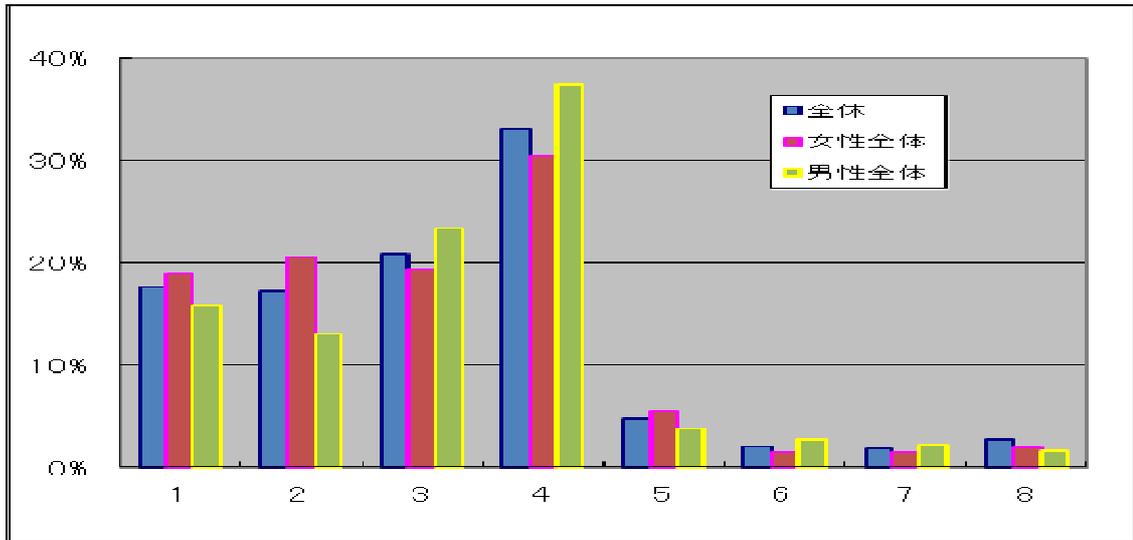
1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. そう思わない 4. 不明

仕事について

女性の働き方の形として、「正社員・正職員」が比較的多く、「女性が仕事をする事について」は、全体として「出産したら一時家庭に入り、子どもの手が離れたら再就職する方がよい」という「一時中断型」が多くなっています。この考え方は、前回調査と同様の傾向となっています。

「女性が仕事を続けるために必要なこと」は、女性男性ともに「保育所・留守家庭児童育成室などの育児環境の拡充」が最も高くなっています。その次に「出産後も職場復帰できる再雇用制度の充実」「介護・育児休業制度などの普及」「男性の家事・育児・介護などの積極的参加」がほぼ同じような割合になっていますが、「男性の家事・育児・介護などの積極的参加」については女性が高くなっています。

● **女性が仕事を続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。**



1. 介護・育児休業制度などの普及 2. 男性の家事・育児・介護などの積極的参加 3. 出産後も職場復帰できる再雇用制度の充実 4. 保育所・留守家庭児童育成室（学童保育）などの育児環境の整備 5. 職場での男女の昇進・待遇などの格差をなくす 6. 再就職を希望する女性のための講座の充実 7. わからない 8. 不明

人権について

今回の調査では、「DV対策基本計画」策定のための実態把握を行うという観点もあり、DV（配偶者からの暴力のほか、交際相手からのDV（デートDV））に関する設問を増やしました。

アンケート結果からは、「配偶者からのDV被害はまったくない」という答えが男女ともに大部分を占めています。しかしながら、「暴力を受けたことがある」は、女性で18%程度、男性で4%程度あり、深刻な事態につながることを想定すれば必要な対応が求められます。また、デートDVについても女性男性とも数%の方が被害を受けています。配偶者から「大声で怒鳴られる」については女性は3分の1、男性は7人に1人となっており、「何を言っても無視され続ける」は女性男性とも14%と同じ割合になっています。

また、配偶者からのDV被害の延べ件数（重複回答あり）は、女性が261件、男性が91件で、女性のアンケート回答者253名、男性のアンケート回答者184名という人数からすれば高い割合と考えられます。

DV被害を受けた方の行動については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、女性は3人に1人（40名）、男性は6割強（37名）となっていま

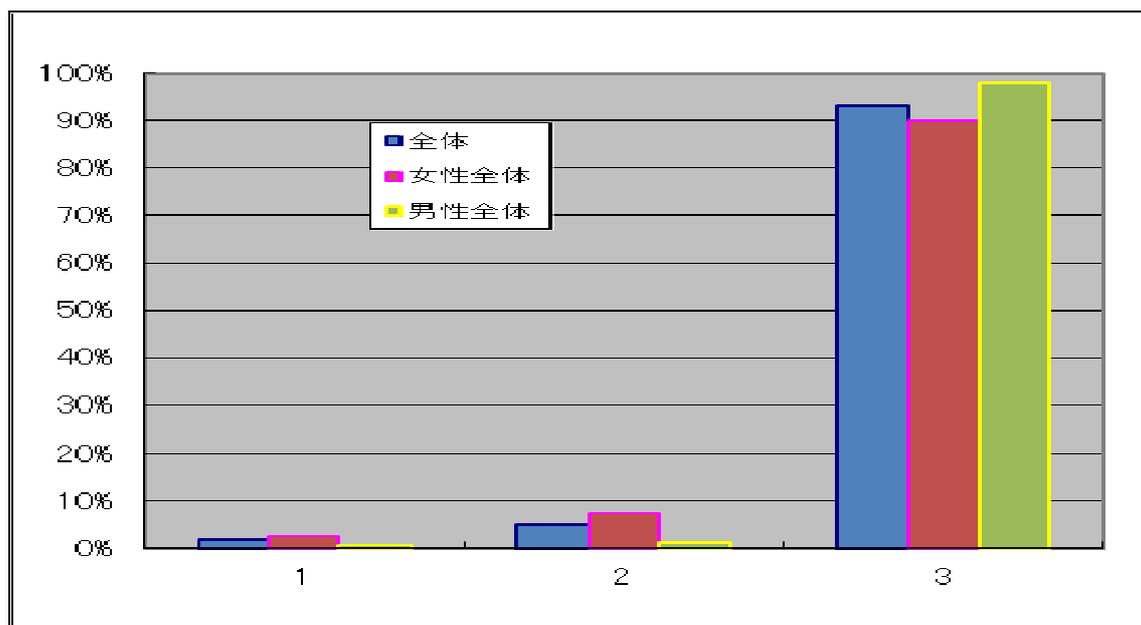
す。次いで「友人、知人、職場の人」「家族や親戚」で、特に女性は3割弱と男性に比べて高くなっています。また、公的な相談機関（役場、警察、法務局、人権擁護委員、大阪府子ども家庭センターなど）への相談が少ないという結果となりました。

「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかつた）理由」は、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、次いで「自分さえ我慢すれば」「自分にも悪いところがある」「相談しても無駄」「恥ずかしくて言えない」「世間体が悪い」となっており、女性男性とも同様の傾向が見られます。

「DV」について「知らない」「意識しない」ことが、そのままの状態を放置することになり、事態を悪化させることになるものと思われます。そこで、DVについての知識や実態を多数の町民が理解し共有することが、その解決に向けて重要な意味を持つものと思われます。そして、DV問題の総合的な解決を図ること及び生命の危険に関わる重大な事態になるのを防ぐ意味からも、DVに関する啓発の重要性が明らかになりました。

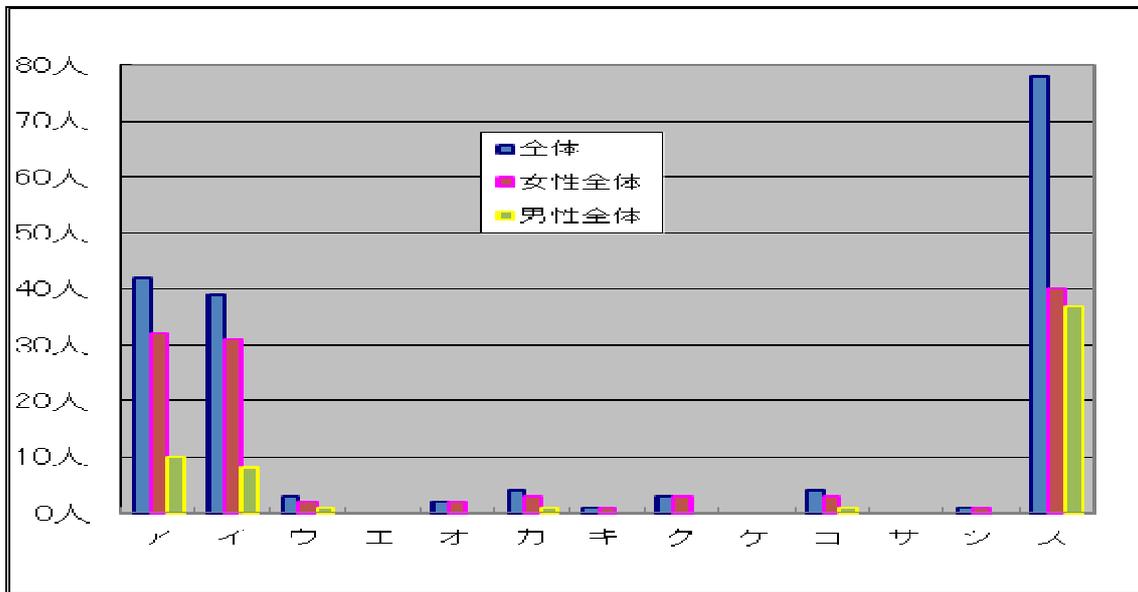
セクシュアル・ハラスメントは、若干、男女で認識の差はありますが、概ねがセクシュアル・ハラスメントとして意識されています。前回調査と差異はなく、意識として定着しているものと思われ、女性男性とも同様の傾向が見られます。

● 医師の治療は必要ないくらいの暴力を受ける



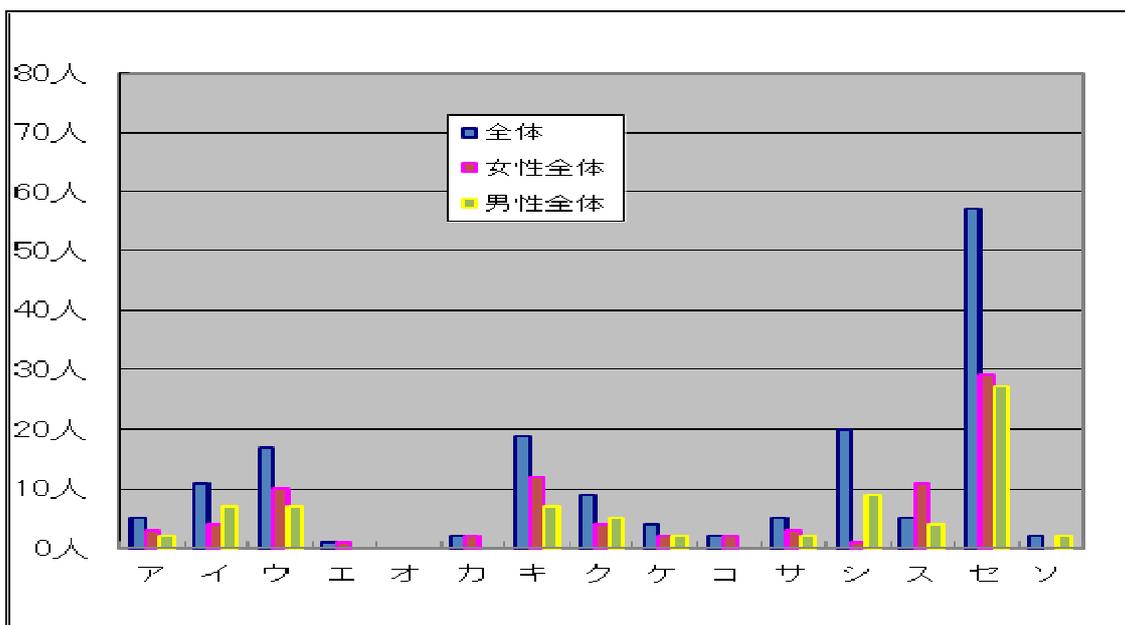
1. 何回もある 2. 一・二回はある 3. まったくない

● (暴力等被害を受けたことに関して) あなたはそのことを誰かに打ち明
けたり、相談したりしましたか。(複数回答)



ア.友人、知人、職場の人 イ.家族や親戚 ウ.学校関係者(教育、スクールカウンセラーなど) エ.職場の相談窓口 オ.役場の相談窓口 カ.警察・警察の相談窓口 キ.法務局、人権擁護委員 ク.女性のための相談施設(大阪府子ども家庭センター、大阪府女性相談センターなど) ケ.上記オ～ク以外の公的な機関 コ.民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会・カウンセラー、民間シェルターなど) サ.医療関係者(医師、看護師など) シ.その他 ス.どこ(だれ)にも相談しなかった

● あなたが、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)のは、なぜですか。(複数回答)



ア.どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから　イ.恥ずかしくてだれにも言えなかったから　ウ.相談してもむだだと思ったから　エ.相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから　オ.加害者に「誰にも言うな」と脅されたから　カ.相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから　キ.自分が我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから　ク.世間体が悪いから　ケ.他人を巻き込みたくなかったから　コ.他人に知られると、これまでどおりの付き合い（仕事や人間関係）ができなくなると思ったから　サ.そのことについては思い出したくなかったから　シ.自分にも悪いところがあると思ったから　ス.相手の行為は愛情の表現だと思ったから　セ.相談するほどのことではないと思ったから　ソ.その他

男女共同参画社会の推進に向けて

アンケートを通して、男性は「男女平等」と考えていても、女性は「男性が優遇されている」と考える傾向があるように男女の意識差、また、男性に性別役割分業の意識があることが、前回調査でも感じ取れましたが、今回の調査でも見受けられたところです。

特に、今回の調査では男女共同参画社会を推進する上で、基本的人権の尊重が最も侵害されるという配偶者や交際相手からの暴力行為（DV）の実態把握を行い、本町の「DV対策基本計画」を本プランに盛り込むための参考資料として位置づけました。

その結果、女性はもとより、男性も一定の被害を受けている実態が明らかになりました。そこで、女性男性ともにその人権が尊重される社会の実現のために、DV問題に対する認識を深めるための啓発が重要となります。

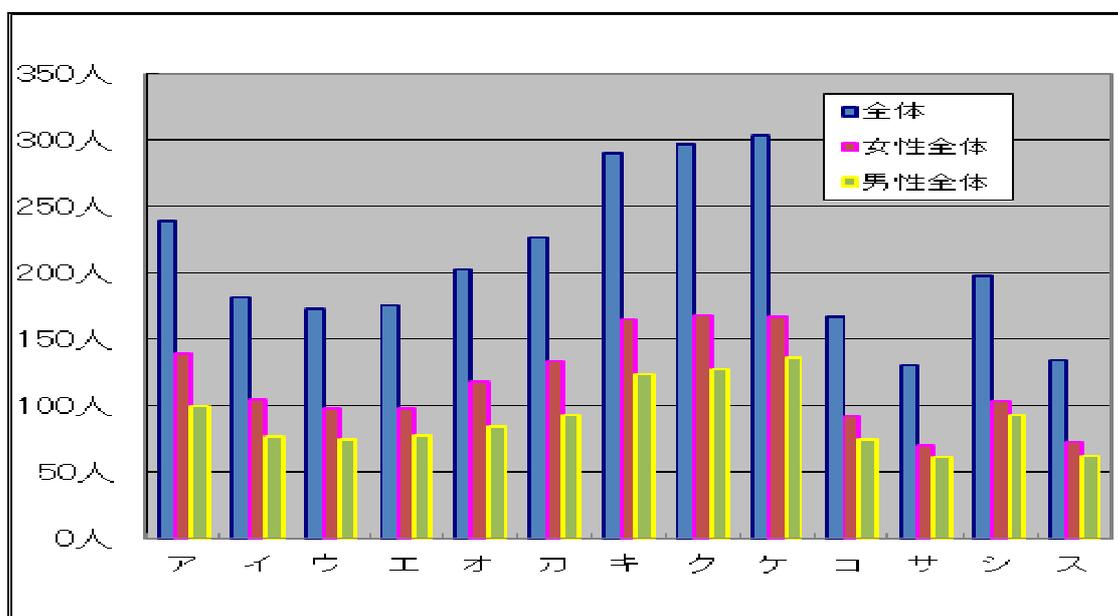
アンケートの結果から、男女共同参画社会を推進するために大阪府や市町村が今後取り組むべき内容として、上位3位は「育児や介護のための施設やサービスを充実する」「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」となりました。いずれも、育児・子育て・介護・仕事という日常生活そのものに直結する内容であり、家庭における妻と夫の理解と協力が不可欠です。

次に「審議会委員や管理職など政策・方針決定の場に女性登用」「仕事と生活のバランスがとれる男女ともに働き方の見直し」「職場における男女均等な取り扱いの企業への働きかけ」「女性に対する暴力防止や被害者支援」が続きます。これらは、法律・制度の見直しや企業の体制の問題も含んでおり、社会のあり方にも関わる内容です。また、管理職への女性登用やDV防止のための啓発が求められています。

今後、本町として、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その人の個性と能力が十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をめざして取り組む必要があります。

そのため、職員の意識の向上と庁内各部署の連携を図るとともに、外部の他の関係機関とも連絡・調整を行う中で、町民の課題解決に向けた体制整備が重要となります。

● **あなたは、男女共同参画社会を推進していくために。府や市町村は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(複数回答)**



ア.府や市町村の審議会委員や管理職など、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用する
 イ.民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
 ウ.男性や女性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する
 エ.男女共同参画社会づくりに役立つ情報を収集し広く提供する
 オ.職場において男女の均等な取扱いが図られるよう企業等に働きかける
 カ.仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める
 キ.子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
 ク.子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
 ケ.育児や介護のための施設やサービスを充実する
 コ.学校教育や生涯学習の場で男女共同参画に向けた学習を充実する
 サ.妊娠・出産期、更年期など生涯を通じた女性の健康づくりを推進する
 シ.女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力）防止や被害者への支援を充実する
 ス.男女共同参画を進めるための啓発活動を充実する

第 2 章

計 画

施策の体系

1. 施策の体系

1. 男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進

- (1) 生涯にわたる男女平等教育の推進
 - ①就学前における男女平等教育の推進
 - ②学校教育における男女平等教育の推進
 - ③地域・家庭における男女平等の意識づくりの啓発の推進
 - ④教職員・保育所職員を対象とした男女平等意識の啓発の推進
 - ⑤家庭・学校における性教育の推進
 - ⑥性に関する正しい知識の普及・啓発及び青少年の健全育成のための環境づくり
 - ⑦感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- (2) 男女共同参画についての意識改革の推進
 - ①男女共同参画社会に関する啓発の充実
 - ②生涯学習における学習機会の充実
 - ③町職員・教職員に対する啓発の推進
 - ④定期的な町民意識調査の実施

2. 働く場における男女平等の推進

- (1) 女性の就労支援
 - ①雇用における男女平等の推進
 - ②女性の就労機会、能力アップ支援
 - ③農林業・商工業などの自営業の女性への支援
 - ④労働に関する情報の収集、提供
- (2) 働き続けられる環境の整備
 - ①育児・介護休業法の定着
 - ②セクシュアルハラスメントの防止
- (3) 職業生活と家庭生活の充実
 - ①家庭における男女共同責任の認識
 - ②保育体制の充実
 - ③放課後児童の育成
 - ④子育てネットワークの整備

3. 健康の保持・増進と女性の性保護

- (1) 健康の保持・増進
 - ①各種健康診断・検査体制の充実
 - ②健康教室の充実
 - ③健康づくりの推進
 - ④ライフスタイルに応じた健康づくりの促進
- (2) 女性の性保護と母子保健の充実
 - ①性の尊重と女性の性保護の充実
 - ②母子保健事業などの充実

4. 男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進

- (1) 高齢者の自立の推進
 - ①高齢者の社会参加と生きがい対策の推進
 - ②高齢者の経済的生活の安定
 - ③住み良い環境づくりの推進
 - ④情報の提供
- (2) 高齢者・障害者（児）の保健・福祉施策の充実
 - ①家庭や地域で支え合う意識啓発の推進
 - ②在宅保健・福祉サービスの充実
 - ③人材の発掘・養成・確保
- (3) ひとり親家庭の自立の支援
 - ①母子（寡婦）家庭の自立の支援
 - ②父子（寡夫）家庭の自立の支援

5. 男女共同参画社会の促進

- (1) 政策・方針決定への女性の参画の促進
 - ①町における管理職への女性の登用の推進
 - ②審議会などへの女性委員の参画の推進
 - ③各種団体や事業所に対する啓発の推進
- (2) 地域活動への参加の推進
 - ①地域活動への参加の推進
 - ②地域団体への活動の支援
 - ③講座などへの参加支援

6. DV被害防止と被害者支援対策

- (1) DV被害防止に向けた啓発
 - ①多様な媒体を活用した啓発活動の推進
 - ②DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等の開催
 - ③若年層に対するデートDV（交際相手からのDV）に関する啓発の推進
- (2) 被害者に対する救済と支援
 - ①DV被害者の早期発見のしくみづくり
 - ②DV被害者に対する相談機能の整備・充実
 - ③DV被害者の安全確保及び自立支援体制づくり
- (3) 取り組み体制の整備
 - ①関係機関によるネットワーク組織の構築
 - ②職員研修の充実
 - ③女性問題専任のケースワーカーの配置

施策の内容

2. 施策の内容

基本目標 1

男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるために教育・啓発が果たす役割は極めて重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ家庭、地域などの様々な場において、男女平等を進める教育・啓発の充実を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、旧来の制度や慣行の見直しについての啓発等に努め、また男女平等を進める教育・啓発を推進するとともに、多様な選択を可能とする教育・啓発のための施策をめぐらします。

施策の方向と概要

(1) 生涯にわたる男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現する上で、保育所や幼稚園そして学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進します。

子どもは、保護者をはじめ家族、保育所職員、教職員の意識や言動に大きく影響を受けるため、家庭内で性別による固定的な役割分担意識や、固定観念が根づくことのないよう十分認識し、個性や能力を伸ばし自立心を養うよう指導するとともに、教材の充実に努めながら男女平等教育に努めます。

(2) 男女共同参画についての意識改革の推進

旧来の制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担を前提としたものがあり、町民の意識に影響を与えています。このような考えを排して、個人として尊厳が重んぜられることが大切であり、様々な制度や慣行が男女共同参画の視点に立って見直されることが必要です。

男性も対象にした男女共同参画社会に向けた意識形成のため、慣行の見直しなどについての広報・啓発活動・情報の収集・提供に努めます。

基本目標 2

働く場における男女平等の推進

現状と課題

男女雇用機会均等法の改正（1997（平成9）年改正、1999（平成11）年全面施行）により、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者への差別的取り扱いが禁止されるなど制度上の雇用機会均等は確保されました。しかし、女子学生の就職難など募集・採用段階で女性に不利な取扱いがいまだ見られます。最近では、働く女性の半数以上がパート、派遣などの非正規社員で不安定な身分におかれています。配置や職務分担、教育訓練の機会においても性別により扱いが異なったり、妊娠・出産を理由とした解雇等男性と異なる不利益な扱いをする事例が見られるなど、実態面の改善には遅れが見られます。また、男女間で賃金格差は依然として残っており、雇用の場において、男女の均等な取扱いを進める取り組みが必要です。

施策の方向と概要

（1）女性の就労支援

雇用機会均等法、労働に関する法律や制度の周知をはかり、国・府・他市町村・民間等から情報資料を収集し、情報提供や啓発を通して、男女格差の是正に努め支援していきます。また、キャリアアップをめざす女性および再就職を希望する女性に対し、能力や技能を習得する機会や情報を提供するとともに、セミナーなどの充実に努めます。

（2）働き続けられる環境の整備

女性が働きながら安心して出産や家族の介護に従事できる環境を整備するため、育児・介護休業法などに関する啓発・相談に努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントは、放置できない人権侵害行為であり、女性の尊厳を侵し、働く権利を侵害することから、関係機関と連携を図りながら、認識と理解を深める啓発を行い防止に努めます。

（3）職業生活と家庭生活の充実

男性が育児や介護などの家庭責任を果たせず、自分自身の衣食住の世話までも頼っている性別役割分業が、労働時間の増大を許し、女性を働きにくくさせている事実があります。このような事実をふまえて、男女が均等に家事・育児・介護などを担いながら働き続けることを職場や社会全体で支え合う機運の醸成に努め、男女が共同して働ける環境づくりを進めます。また、働く親の子育てを支援するため、延長保育などのニーズに対応した地域の子育て、育児相談などの充実、小学校入学後においては、留守家庭児童事業を促進して、安定した子育て環境を提供できるように努めます。

基本目標 3 健康の保持・増進と女性の性保護

現状と課題

女性は生涯のそれぞれの段階において、男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性特有の問題、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方に基づいた啓発、健康支援に取り組めます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念は、1994（平成 6）年カイロで開催された「国際人口・開発会議」で提唱されたものです。この視点から妊娠、出産、健康をとらえ、女性も男性もお互いの身体的特性を十分に理解し、尊重することが求められています。

また、妊娠、出産に関しては女性の自己決定が尊重されるとともに、男性の当事者としての認識が重要です。そのためには、男女双方が性に関する正しい理解を深めるよう啓発、教育、相談等、施策の実施をめざします。

施策の方向と概要

（1）健康の保持・増進

女性のライフサイクルに応じた検診及び健康相談、健康教育の充実に努めるとともに女性特有の疾病や職業病を予防するための健康づくりをはじめ、生活習慣の改善に必要な情報の収集等を行い、栄養、運動、休養などについての啓発に努めます。

また、子宮がん、乳がん等の予防と早期発見の自己検診法の普及、早期治療を行なうための検診体制の機能の拡充、整備が図られるよう、健康の保持・増進のための啓発に努めます。

（2）女性の性保護と母子保健の充実

女性の持つ妊娠・出産の機能は、未来の社会の担い手となる次世代を産むという社会的に重要な機能です。また、次代を担う子どもの健全育成と妊産婦等の健康の保持増進をめざして、男性にも妊娠、出産、育児についての正確な知識の普及とともに、個別に健康相談が受けられるような体制の整備に努めます。そして、母体と乳幼児の健康管理のため、母子保健法などに基づく健康診査や保健指導などの保健サービスの充実にも努めます。

基本目標4

男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進

現状と課題

高齢者・障害者（児）の介護を主に女性が担っている中で、高齢者福祉の充実を図ることは女性の自立を支援していくことにつながります。また、高齢社会を豊かで活力あるものとして生きていくためには、社会を支える重要な構成員として高齢者の役割を積極的にとらえ、高齢者がいきいきと暮らせることが求められます。

近年の傾向として、母子家庭、父子家庭、成人に達した未婚の子どもとその親、高齢の夫婦のみ、ひとり暮らしの高齢者等、家族の形態は多様化し変化してきています。

若年単身者、ひとり親家庭、高齢単身者などを視野に入れた多様な家族への支援が必要であり、また離婚家庭やシングルで生きる人たちに対する偏見をなくし、様々な家族形態があることが理解されるような啓発を行なうことが求められます。

施策の方向と概要

（1）高齢者の自立の推進

高齢になっても健康で安定した生活が送れるよう、意欲や経験、能力に応じた生きがいづくりや就労機会の確保に努め、心身共に健康で充実した豊かな生活ができる環境をめざします。また、ひとり暮らし高齢者等を対象に、巡回訪問など在宅において安心して生活ができるように努めます。また、高齢者が介護を要する状態にならないよう、自立した生活を確保するための介護予防などの充実を図るよう努めます。

（2）高齢者・障害者（児）の保健・福祉施策の充実

高齢者や障害者（児）もともに生きる社会を築くために、高齢者・障害者福祉や就労の充実を進める必要があります。障害者や高齢者を地域から隔離することなく、地域で共に生きていく社会をつくるという地域福祉の理念を達成するため、住民の社会福祉意識を高め、住民のボランティア活動を推進し、福祉コミュニティを形成することに努めます。

（3）ひとり親家庭の自立の支援

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的な負担が大きく、また、社会的に孤立しがちなことから、子育て支援や社会的・経済的な自立に向けた支援に努めるとともに、多様な家族形態のあり方を尊重する啓発に努めます。

基本目標 5 男女共同参画社会の促進

現状と課題

家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において、政治、経済、メディア、芸術文化、生活文化、国際交流などのすべての活動への男女共同参画の促進を図る必要があります。

暮らしやすい活力のある地域社会をつくっていくためには、女性と男性の両方の意見を反映させ、男女が共同で社会形成にかかわっていくことが重要なことです。

また、男女共同参画型の地域活動に変えていくためには、様々なライフスタイルの人たちが参画できるよう仕事と家庭、地域活動をバランスよく行なうことができるよう活動内容や時間帯などについて見直し、新たな工夫をする必要があります。

施策の方向と概要

(1) 政策・方針決定への女性の参画の促進

固定化した男女の役割にしばられない職場づくりをめざすには、豊能町が率先してモデル職場となる必要があります。町における取り組みは町内企業などへの波及効果と、町民の男女共同参画意識の高揚にも役立つことが期待できます。

男女雇用機会均等法に沿った募集・採用を行い、保育士、幼稚園教諭、保健師などに男性の参画を進める等の取り組みを行うよう努めます。

政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、あらゆる分野での女性の管理職への登用を促進し、女性の人材育成や能力ある女性の活用に努めます。また、審議会などに女性委員を増やすための選考方法を見直すなど、固定化した男女の役割にしばられない具体的で効果のある施策の推進に努めます。

(2) 地域活動への参加の推進

地域社会での活動はとかく家事専従者と退職後の高齢者が中心になりがちです。自治会、PTA、女性団体などの組織や、環境保全活動、福祉ボランティア活動などでは、女性団体以外は代表には男性が多く、地域社会も男女共同参画が進んでいるとはいえません。

そのため、地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような機運の醸成、地域活動における世代間の交流を図ります。

また、NPO 活動等を支援し、行政と NPO との対等なパートナーシップの確立に努めます。

基本目標 6

DV被害防止と被害者支援対策

【豊能町DV対策基本計画】

現状と課題

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、これまで家庭内の問題であるとの受け止め方から、必ずしも被害の実態は直視されず、有効な救済方策が講じられてこなかった面があります。DVの被害者の大半は女性であり、その多くが生命、身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれの高い深刻な社会問題です。

このような事態を受けて、配偶者暴力防止法（平成13年10月13日施行）が制定され、平成19年7月に保護命令の拡充や市町村の取り組みの強化を柱とした改正法が成立し、平成20年1月に施行されました。その中で、市町村は都道府県基本計画を勘案して被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めることが位置づけられました。

DV問題によって、女性・子どもが直面する深刻な生活上の課題に対し、最大限の支援を行うため、女性に対する暴力根絶のための啓発推進と被害者に対する救済と支援、並びに取り組み体制の整備に努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力の根絶にも取り組みます。

施策の方向と概要

（1）DV被害防止に向けた啓発の推進

誰もがDVの被害者や加害者になる可能性を持っています。また、DV被害を受けながらDVに気づかない被害者や相談をためらう被害者が多く、被害が深刻化、潜在化しやすい傾向があります。DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期解決のため、DV根絶に向けた啓発に取り組みます。また、若年層に対する啓発にも取り組み、将来のDV予防のための男女間におけるアサーション（自分を大切に、相手も大切に）という考え方を身につける中で、人権尊重意識の向上を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメントを始め、女性に対するあらゆる暴力根絶のための啓発に取り組みます。

（2）被害者に対する救済と支援

DV問題を深刻化（生命に関わるような事態）させる大きな要因は、被害者が町や警察等の窓口への相談という行動になかなか踏み出せないことが考えられます。個々の事情はさまざまと思われるが、まずは被害者の生命の安全確保を最優先に取り組むことが重要です。そこで、DV被害が潜在化しないよう町の窓口業務や医療機関等の関係機関で、DVが早期に発見されることが必要であり、被害者の安全に配慮して安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

また、被害者が加害者から逃れた後、今後生活していくための自立支援に取り組みます。

（3）取り組み体制の整備

DV被害者に対して、総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携強化を図る中で、被害者支援のネットワーク組織の構築を目指します。また、被害者からの相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、より専門的で総合的な支援を行うために専門員の配置に取り組みます。

1. 男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進 (◎は重点項目)

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(1) 生涯にわたる男女平等教育の推進	①就学前における男女平等教育の推進	○男女平等と相互の協力・理解を育むための保育の指導方法の研究 ○性別役割分担意識を助長することのない教材の充実	教育支援課
	②学校教育における男女平等教育の推進	○学校における日常生活や行事などでの男女平等の推進 ○性別役割分担意識を助長することのない教材の充実 ○男女平等の生徒指導、進路指導の充実 ○権利と義務、自由と責任についての認識を高める指導	教育支援課
	③地域・家庭における男女平等の意識づくりの啓発の推進	○保護者に対する家庭における男女平等の啓発 ○図書館資料の収集と提供	生涯学習課
	④教職員・保育所職員を対象とした男女平等意識の啓発の推進	◎ 教職員・保育所職員への研修、研究活動の充実 ○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進と相談体制の充実	教育支援課 秘書広報課
	⑤家庭・学校における性教育の推進	○家庭教育などにおける性教育の推進 ○性教育指導資料の整備・活用、内容の充実 ○校内推進組織による教材の研究や計画的な研修と指導の充実 ○保護者に対する性教育指導の啓発 ◎ DV対策の推進、相談体制の確立	教育支援課 住民人権課
	⑥性に関する正しい知識の普及・啓発及び青少年の健全育成のための環境づくり	○青少年指導員による性非行防止の啓発の推進 ○性の商品化についての問題意識の啓発 ○性知識に関する講座の開催 ○相談体制の確立	生涯学習課 住民人権課 教育支援課
	⑦感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	◎ 小・中学校における健康教育の推進 ◎ 感染症に関する情報提供の充実 ◎ 感染症についての学習や講座の開催	教育支援課

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(2) 男女共同参画社会についての意識改革の推進	①男女共同参画社会に関する啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○女性関連資料提供コーナーの検討 ○女性に関する視聴覚教材・各種統計・図書資料などの充実 ○広報紙に女性問題を考える記事の掲載 ○ライフステージに対応した女性問題啓発冊子の発行 	生涯学習課 住民人権課
	②生涯学習における学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○フォーラム、講演会などの開催 ○系統的な男女共同参画に関する学習・セミナーの開催 ○生涯学習関連の各種講座の実施 ○幅広いテーマの講座、講演会、行事の開催 	生涯学習課 住民人権課
	③町職員・教職員に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する計画的な研修の実施 ○男女共同参画研修の参加機会の確保 ○男女平等の職場づくりの啓発 	秘書広報課 教育総務課 住民人権課
	④定期的な町民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する定期的な町民意識調査の実施 ○男女共同参画に関する町職員の意識調査の実施 	住民人権課

2. 働く場における男女平等の推進

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(1) 女性 の 就 労 支 援	①雇用における男女平等の推進	○関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発	農林商工課
	②女性の就労機会、能力アップ支援	◎ 就労支援のための講座の開催 ○関係機関が行う労働講座や職業訓練事業などの情報提供 ○関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発	農林商工課
	③農林業・商工業などの自営業の女性への支援	○労働時間、報酬等の明文化の働きかけ	農林商工課
	④労働に関する情報の収集、提供	◎ 関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発 ○労働に関する情報の収集及び提供	農林商工課 住民人権課
(2) 働 き 続 け ら れ る 環 境 の 整 備	①育児・介護休業法の定着	○関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発	農林商工課
	②セクシュアルハラスメントの防止	○関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発	農林商工課 住民人権課

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(3) 職業 生活 と 家庭 生活 の 充 実	①家庭における男女共同責任の認識	○家庭における男女共同責任についての学習・セミナーなどの開催	住民人権課
	②保育体制の充実	○時間外保育、産休明け保育、緊急保育、障害児保育の充実 ◎病気回復期保育、一時的保育の検討 ○育児サークルへの支援 ◎子育て相談の充実 ○療育相談事業の充実	教育支援課 教育総務課 高齢障害福祉課
	③放課後児童の健全育成	○放課後児童の育成・支援	教育支援課 教育総務課
	④子育てネットワークの整備	○幼稚園・保育所の連携策の検討 ◎子育て支援センターすきっぷにおける育児相談の充実 ○幼稚園の地域開放事業の実施 ○地域の子育てグループのネットワーク化の推進 ○子育て支援講座の開催 ○親子参加型行事の開催	教育支援課 教育総務課 高齢障害福祉課

3. 健康の保持・増進と女性の性保護

	施策の方向	主な施策	担当課
(1) 健康の保持・増進	①各種健康診断・検査体制の充実	○健康診査の受診機会の確保の啓発 ○健康診査、がん検診などの受診機会の拡大と啓発 ○乳がん・子宮がん検診などの受診機会の拡大と啓発 ◎マンモグラフィを用いた乳がん検診の実施 ○骨粗しょう症予防のための健康づくり教室の開催	健康保険課
	②健康教室の充実	○栄養指導講習会など健康教育の充実 ○体力づくり教室の開催 ○健康の自己管理の啓発	健康保険課 生涯学習課
	③健康づくりの推進	○生涯学習施設を活用したレクリエーション・スポーツ活動の推進 ○図書館資料の収集と提供	生涯学習課
	④ライフスタイルに応じた健康づくりの促進	○健康相談や健康教育等の充実 ○こころの健康相談機能の充実	健康保険課 住民人権課

	施策の方向	主な施策	担当課
(2) 女性 の 性 保 護 と 母 子 保 健 の 充 実	①性の尊重と女性の性保護の充実	○関係機関発行の啓発冊子などを活用した啓発 ○男女共同による子育ての啓発	住民人権課
	②母子保健事業などの充実	○乳幼児医療費の助成 ○母子栄養講座の開催 ○乳幼児健診など乳幼児健康相談の開催 ○妊婦教室の開催	健康保険課

4. 男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(1) 高 齢 者 の 自 立 の 推 進	①高齢者の社会参加と生きがい対策の推進	○高齢者の学習機会と健康教育の充実 ○老人クラブ活動の促進 ○軽スポーツの普及・促進 ◎介護予防対策の推進 ○高齢者独居及び夫婦のみ世帯への支援 ○高齢者の権利を擁護する仕組みの確立 ○社会福祉協議会との連携強化 ○図書館内講座・講演会の講師発掘及びギャラリーの出展者発掘	高齢障害福祉課 生涯学習課
	②高齢者の経済的 生活の安定	○国民年金への加入の促進 ○年金制度の周知	健康保険課
	③住み良い環境づくりの推進	○大阪府福祉のまちづくり条例に基づく公共施設などの改善整備	建設課
	④情報の提供	○日常生活を支援するための情報の収集・提供	高齢障害福祉課

	施策の方向	主な施策	担当課
(2) 高齢者・障害者 児童の保健・福祉 施策の充実	①家庭や地域で支え合う意識啓発の推進	○家庭における男女共同責任についての意識啓発 ○地域で支え合う意識づくりの啓発 ○ノーマライゼーション理念の啓発 ○高齢者セーフティネットの構築	高齢障害福祉課
	②在宅保健・福祉サービスの充実	◎ 予防を重視した各種事業の充実 ○保健、福祉、医療の在宅ケアネットワークの推進 ○介護者サークル活動への支援 ○バリアフリー化等地域での生活を支援するための住宅改造を援助 ○対面朗読など読書環境整備支援	高齢障害福祉課 生涯学習課
	③人材の発掘・養成・確保	○家庭介護教室の充実 ○民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進	高齢障害福祉課
(3) ひとり親家庭の自立の支援	①母子・父子家庭自立の支援	○ひとり親家庭医療費の助成 ○相談窓口の強化	健康保険課 住民人権課

5. 男女共同参画社会の促進

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(1) 政策 方針 決定 への 女性 の 参 画 の 促 進	①町における管理職への女性登用の推進	○政策方針決定の場への女性職員の参画推進 ○管理職に必要な知識・技能が醸成される研修の充実	秘書広報課 教育総務課
	②審議会などへの女性委員参画の推進	○30%を目標に審議会などの女性委員の就任推進	関係各課
	③各種団体や事業所に対する啓発の推進	○各種団体や事業所に対し、意思決定の場への女性の参画の啓発 ○研修や教育の場への女性の参加促進の啓発 ○図書館資料の収集と提供	関係各課
(2) 地域 活動 への 参 加 の 推 進	①地域活動への参加の推進	○自治会活動や消費生活活動、文化、スポーツ活動などへの男女共同参画の促進 ○NPOやボランティア活動等への支援	関係各課
	②地域団体への活動支援	○各種女性団体グループの活動情報の収集・提供 ○各種グループ活動への情報・資料の提供、学習の支援 ○各種グループ間の交流の促進	関係各課
	③講座などへの参加支援	○子育て中の女性にも参加しやすい講座日時の設定や保育ボランティアの活用 ○託児付き又は親子参加型の講座、講演会、行事の開催 ○保育室の設置	関係各課

6. DV被害防止と被害者支援対策 【豊能町DV対策基本計画】

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(1) D V 被 害 防 止 に 向 け た 啓 発 推 進	①多様な媒体を活用した啓発活動の推進	○女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメントや性暴力含む）を根絶するための情報提供について広報・ホームページ等多様な広報媒体の活用による啓発 ○女性に対する暴力に関する図書・資料の収集と提供	生涯学習課 住民人権課
	②DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等の開催	○DV問題に識見の高い講師による町民に対する講座等の開催 ○町職員・教職員に対する研修の開催 ○地域で活動するリーダー（自治会長・防犯委員・民生委員児童委員・地区福祉委員など）に対する啓発活動の推進 ○商工会との連携による町内事業所に対する啓発活動の推進	秘書広報課 農林商工課 住民人権課 教育総務課
	③若年層に対するデートDV（交際相手からのDV）に関する啓発の推進	○学校と関係機関との連携のもと、学校での啓発活動の推進 ○教職員を対象にしたデートDVの研修の開催 ○中学生、高校生、大学生対象の啓発資料の作成	教育支援課 教育総務課 生涯学習課 住民人権課

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(2) 被 害 者 に 対 す る 救 済 と 支 援	①DV被害者の早期発見のしくみづくり	○町行政の各種窓口業務等を通じてDV被害者に気づき、相談・支援窓口への連絡体制の確立 ○関係機関（例えば、医療機関・学校・消防等）との連携により、DV被害者の早期発見に向けた仕組みの確立	関係各課 健康保険課 教育支援課 住民人権課 消防総務課 消防署
	②DV被害者に対する相談機能の整備・充実	○現行の生活・人権相談（女性問題含む）や人権擁護委員による人権相談のあり方の検討及びDV被害者の相談窓口の整備・充実 ○現行の相談窓口や警察との連携強化 ○相談員や関係職員の資質向上 ○相談員と関係職員に対する心理的ケアの充実 ○男性への対応	秘書広報課 住民人権課
	③DV被害者の安全確保及び自立支援体制づくり	○大阪府女性相談センターへの一時保護や被害者等に関する個人情報の保護等による被害者の安全確保 ○就労相談や法律相談などの活用による被害者に対する情報提供及び今後の生活自立に向けての支援	秘書広報課 農林商工課 住民人権課

	施策の方向	主な施策の内容	担当課
(3) 取 組 み 体 制 の 整 備	①関係機関による ネットワーク組織 の構築	○DV被害者の支援ニーズに対して関係機 関・団体が密接に連携を図るための連絡組織 の整備	関係各課 住民人権課
	②職員研修の充実	○女性問題・DV問題担当職員のさらなる資 質向上のための研修 ○DV問題への無理解からさらに被害者を 傷つける「二次被害」の防止を図るための行 政窓口職員への研修	秘書広報課 住民人権課
	③女性問題専任の ケースワーカーの 配置	○被害女性及び同伴子の保護と自立支援に 向けての今後の生活支援を図るため、関係機 関との密接な連絡調整など総合的な支援者 としての専任のケースワーカーの配置	住民人権課

資 料

豊能町男女共同参画社会推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会を総合的かつ効果的に推進するため豊能町男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の実現にむけた総合的な計画策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会を総合的かつ効果的に推進するための調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表(1)に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 本部長は町長の職にあるものとする。
- 3 副本部長は副町長・教育長の職にあるものとする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはあらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、学識経験ある者に対し本部会議に出席を認め、その意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長になる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは関係職員に対し、資料の提出説明等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表(2)に掲げる職にある者及び本部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 男女共同参画社会の推進にかかる調査研究に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の推進にかかる協議及び調整に関すること。
 - (3) その他推進本部から付議された事項の処理に関すること。
- 4 幹事会の会長は、住民人権課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、住民人権課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等については、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

(豊能町女性政策推進本部設置要綱の廃止)

2 豊能町女性政策推進本部設置要綱(平成8年6月17日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

別表(1)

町	長
副町	長
教育	長
議会事務局	長
会計管理者	
総務部	長
生活福祉部	長
建設環境部	長
上下水道部	長
教育次	長
消防	長

別表(2)

議会事務局	副主幹
吉川支所	支所長
出納室	室長
秘書広報課	課長
総務課	課長
企画政策課	課長
税務課	課長
住民人権課	課長
健康保険課	課長
高齢障害福祉課	課長
建設課	課長
農林商工課	課長
環境課	課長
営業課	課長
工務課	課長
教育委員会	
教育総務課	課長
教育支援課	課長
生涯学習課	課長
消防本部	
消防総務課	課長
消防署	署長
警備課	課長

第2次豊能町男女共同参画プラン

発行 2013（平成25）年3月

豊能町 生活福祉部 住民人権課

〒563-0292

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

TEL 072-739-0001（代表）